通知 第 OP19 号
令和7年4月17日

見 積 依 頼 書

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長　今西　耕平

以下のとおり見積を依頼します。

1　見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
5PRX1GE00140	5PSF1A20018 0001		

品名　または　件名
プリンター借上役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
関東処　用賀支	用賀支　総　管理課　営繕班
搬入場所	納期または工期
用賀支　総　管理課　営繕班	令和8年3月31日（火）

2　契約条項を示す場所
陸上自衛隊　会計課事務室

3　説明会及び提出の日時場所
説明会日時場所：実施しない
提出日時場所　：令和7年5月12日（月）9時00分　会計課事務室

4　決定方式及び契約方式
決定方式：総品目総額　契約方式：随意契約

5　注意事項
・仕様などに関するお問い合わせは　営繕班　小山　までお願いします。（内線）３２２
・令和７年５月１２日９時までに見積書の提出をお願いします。
（ＦＡＸ可としますが、後日原本の提出をお願いします。）

・参加する者に必要な事項
契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。

・見積りの方法
見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

・入札の無効
①注意事項に示した参加する者に必要な資格のない者のした入札
②入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。

・問い合わせ先
〒158-0098
東京都世田谷区上用賀1-20-1
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
総務部会計課契約班　担当：小櫃
電話03-3429-5241（内線）373
FAX 03-3429-5245

見　　積　　書

調達要求番号	5PSF1A20018	実施計画番号	5PRX1GE00140

金額 ￥

品　　名	規　格	単位	数量	単価	金　　額
プリンター借上役務	仕様書のとおり	ST	1		
					以下余白
納　入　場　所	関東処　用賀支			納期	令和8年3月31日
~~入札~~(契約)保証金	免　除		~~入札~~(見積)書有効期間		

上記の公告又は通知に対して「駐屯地・補給処標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札(見積)いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

契約締結後に契約の全部又は一部を解除した場合は、見積金額に消費税相当分を加えた契約金額(一部解除する場合は、解除部分に相当する代金)の10%を違約金として契約担当官に支払うことを承諾いたします。

令和　　年　　月　　日

分 任 契 約 担 当 官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会 計 課 長　今 西 耕 平　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

調達要求番号：5PSF1A20018

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書

プリンター借上役務	仕様書番号	Ｅ７－１０
	作　　成	令和７年４月１５日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処 総 務 部 管 理 課

１　搬入・搬出場所

東京都世田谷区上用賀１丁目２０－１　陸上自衛隊用賀駐屯地　営繕班事務室

２　借上機材

機材名	規　格	数量
プリンター	OKI　C835dnwt 同等品 A3 両面印刷対応 増設カセット×１	１台

３　借上機材消耗品

機材名	規　格	数量
トナーカートリッジ	借上プリンター用　ブラック 5000 枚相当	2 本
トナーカートリッジ	借上プリンター用　シアン 5000 枚相当	2 本
トナーカートリッジ	借上プリンター用　マゼンタ 5000 枚相当	2 本
トナーカートリッジ	借上プリンター用　イエロー 5000 枚相当	2 本

４　総則

本仕様書並びに監督官の指示による。

５　関係法令等の遵守

(1)　請負者は当該役務に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。

(2)　本仕様書に記載なき事項や内容に疑義が生じた場合には、官側と協議を行うものとする。

６　負担の範囲

(1)　官側の指定する場所まで搬入及び搬出をすること。

(2)　借上機材に合わせ、借上機材消耗品を請負者にて用意し、官側に引き渡すこと。

７　期間

令和７年６月２日（月）から令和８年３月３１日（火）とし、細部は監督官との調整により決定する。

８　その他

(1)　使用中に不具合（官側の故意又は重大な過失によるものを除く。）が発見された場合は、速やかに機材の修理又は交換を実施すること。

(2)　請負者は、官側が指定する様式に従い、必要書類を速やかに作成し遅滞なく提出する。

(3)　本契約の履行に当たり，直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに別途利用その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また，本契約終了後も同様とする。